



## 一宮市職員措置請求書

### 第1 監査請求の趣旨

一宮市は、一宮市社会福祉協議会(以下社協という。)に対し、合計無償分 463,380 円を市に返還させるよう求めます。

#### (1) 平成 25～27 年度分

行政財産の目的外使用の許可なく一宮市尾西庁舎の駐車場を口頭で貸付、使用料は行政財産の目的外使用に係る使用料条例第 5 条第 1 項第 1 号(以下使用条例という)に基づき一部無償にしたとのことですが議会で承認されていない。

#### (2) 平成 28 年度分

平成 28 年 7 月 1 日付許可書で 28 年 7 月 1 日付で行政財産目的外使用の許可はありますが、無償の記載はなく、上記(1) 同様議会の承認も取っていない

### 第2 監査請求の理由

#### (1) 平成 25～27 年度分

監査請求用に無償貸付台数確認のため台数の解る資料提供を求めたが資料は何もないとのことであった。ない証拠を得るために 30 年 1 月 10 日付で尾西庁舎駐車場を平成 26・27 年度貸している月別台数の解る資料を要求しました。平成 30 年 1 月 23 日付 29 一宮尾総発第 3 号の中に平成 30 年 1 月 10 日付で平成 25 年 4 月 1 日に遡る行政財産の目的外使用の許可書が含まれており、駐車場配置図に貸付台数の記載がありました。遡っての許可は行政法上問題と思います。しかも地方自治法 96 条で使用料について議会の議決が必要とされていますが、議会での議決を怠り承認されていません。尚、平成 27 年度以前分については、26 年度前期分、有償分 2 台と 26 年度後期分～27 年度分の有償分 9 台の請求と入金がなされていた。駐車場の貸付は 26 年度から始まり 26 年度前半無償でも 4 台貸付ているとの説明でしたが、再調査の結果無償台数は、「第 3. 請求漏れ分の金額算出」使用台数とのことです。

#### (2) 平成 28 年度分

平成 29 年 12 月 27 日付「29 一宮尾総発第 2-1 号」の情報で、一宮市は社協に対し尾西庁舎の駐車場を、平成 28 年 7 月 1 日付許可書で平成 28 年 4 月 1 日に遡って行政財産の目的外使用の許可が行われていましたが、許可書に無償 6 台の記載はなく、(1) 同様、議会の承認もありません。

第3 平成26年度～28年度の駐車場代金の精算状況は下記表のとおりです。

年度	台数 (台)	計算式	金額 (円)
平成26年度前半	2	@1730 円/月×2 台×6 カ月	20,760
平成26年度前半	9	@1730 円/月×9 台×6 カ月	93,420
平成27年度後半	9	@20512 円/年×9 台	184,608
平成28年度	9	@20512 円/年×9 台	184,608
合計	29		483,396

第4 請求漏れ分の金額の算出

上記駐車場価格は周辺価格 4,000 円/月に比べかなり安い金額ではありますが、他部門の価格を調査中であり、今回漏れ分の請求価格は、上記価格を使用。

請求漏れ分金額の計算根拠

年度	台数 (台)	計算式	金額 (円)
平成25年度	5	@20760 円/年×5 台	103,800
平成26年度前半	5	@20,760 円/年×1/2×5 台	51,900
平成26年度	6	@20512 円/年×1/2×6 台	61,536
平成27年度	6	@20512 円/年×6 台	123,072
(1) 平成25～27年度計	17		340,308,
(2) 平成28年度計	6	@20512 円/年×1/2×5 台	123,072
合計 (年度合計)	23		463,380

第5 結論

よって、監査請求の趣旨記載の通り請求を行います。

第6 請求者 {質問等連絡は [redacted] までお願い致します。}

住所  
職業  
氏名

住所  
職業  
氏名

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書

を添え、必要な措置を請求します。

平成 30 年 1 月 25 日

一宮市監査委員御中

添付資料

1. 行政文書公開決定通知書 29 一宮尾総発第 2-1 号
2. 行政文書公開決定通知書 29 一宮尾総発第 2-2 号
3. 行政文書公開決定通知書 29 一宮尾総発第 3 号

以上